

三次市教育委員会告示第 1 1 号

三次市三次学校給食センターの見学及び学校給食の試食に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 6 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市三次学校給食センターの見学及び学校給食の試食に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の児童生徒の保護者をはじめ、より多くの地域住民等の学校給食に対する理解を深めるとともに、食育についての関心を高めるため、三次市三次学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び給食センターでの学校給食の試食（以下「見学等」と総称する。）について必要な事項を定めるものとする。

(見学等の対象者)

第 2 条 見学等を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の小中学校の児童生徒の保護者
- (3) その他教育長が認める者

(見学等の実施日時)

第 3 条 見学等を行うことができる日時は、毎月 1 9 日とする。ただし、当該日は給食センターの稼働日とするが、当該日が三次市の休日を定める条例（平成

1 6年三次市条例第2号)第1条に定める市の休日(以下単に「休日」という。)の場合は、その前日とする。

(見学等の申込み等)

第4条 見学等をしようとする者は、希望する日の1箇月前(当該日が休日の場合は、その前日)までに三次学校給食センター見学・試食承認申請書(様式第1号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 見学等をすることができる人数は、1回当たり5人以上20人以下とする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議するものとする。

3 第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、三次学校給食センター見学・試食承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(申込みの取消し等)

第5条 前条第1項の規定による見学等の申込みをした者は、その申込みの取消し又はその内容の変更をしようとするときは、見学等を希望する日の2週間前(当該日が休日の場合は、その前日)までに申し出なければならない。

2 前項の場合において、試食の取消し又はその変更が含まれる場合は、本市の食材の購入等に支障のない場合に限るものとする。

(費用負担)

第6条 給食の試食をしようとする者は、試食に係る実費相当額(以下「試食費用」という。)として、1食当たり260円を支払うものとする。

2 前項の試食費用については、試食日に支払うものとする。

3 前条各項の場合において、当該試食費用については、実施日の2週間前以降においては支払うものとする。

(試食の提供内容)

第7条 試食で提供する学校給食は、小学校給食と同一のものとし、食物アレルギー対応食の提供は行わない。

(見学等の変更又は中止)

第8条 教育長は、給食センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、見学等の内容を変更し、又は中止することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、見学等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月26日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

三次市教育委員会教育長 様

三次学校給食センター見学・試食承認申請書

三次市三次学校給食センターの見学及び学校給食の試食に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり三次学校給食センターの見学等を申し込みます。

団体名又は代表者名	フリガナ
住所	
申込責任者氏名	フリガナ
連絡先電話番号	
見学等の希望日時	年 月 日 午前・午後 時 分
見学予定人数	人
試食の有無及び人数 (1食260円)	有 (食分) ・ 無
見学等の目的	
その他希望事項	

注意事項

- 1 連絡先電話番号については、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

様

三次学校給食センター見学・試食承認（不承認）決定通知書

三次市三次学校給食センターの見学及び学校給食の試食に関する要綱第4条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

承認する ・ 承認しない（理由： ）	
見学等の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
見学人数	人
試食の有無及び金額 （１食２６０円）	有 （ 食分 計 円） ・ 無 ※同封の納付書により，期限までにお支払いください。

- 1 食事中の大声での会話はお控えください。
- 2 配膳及び食器の片付けにご協力ください。
- 3 体調のすぐれない方のご来場はご遠慮ください。
- 4 アンケートの記入にご協力ください。
- 5 駐車場や会場内でのけが及び事故については責任を負いかねますので、ご注意ください。